

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人南宝福祉会（以下、法人という）の役員等の報酬などについて定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、第三者委員・評議員選任解任委員・評議員を併せて役員等という。

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに経理規定に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(日当の支給)

第4条 役員及び役員等の第三者委員・評議員選任解任委員・評議員が理事長の招集に応じ会議等に出席した時は、日当（税引手取額）を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。ただし、勤務時間外に開催される会議等に出席した場合においては支給する。

2 役員等報酬額は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

3 役員及び役員等の第三者委員・評議員選任解任委員・評議員は、実費弁償費を支払うことができる。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって本人に支給する。

(旅費)

第6条 役員が法人運營業務の為、出張する場合は旅費規程により報酬及び旅費を支給する。

(改正)

第7条 この規定の改正については、理事会の決議を要する。

附則 この規定は平成30年4月1日から実施する。

別表1 (日 額)

役 職	報酬額	実費弁償費
理 事	5,000 円	円
監 事	5,000 円	円
評議員	5,000 円	円
第三者委員	5,000 円	円
評議員選任解任委員・評議員	5,000 円	円

※ 報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。